

# 藩儒下川三省の登用にみる小城藩漢学教育の端緒

朱 全 安

## I はじめに

日本近世における漢学教育，とりわけ儒学の受容に関する研究は，これまで，幕府の直轄教育機関としての昌平坂学問所と，各藩が設置した藩校を中心に展開されてきており，優れた研究業績が積み上げられてきた。

昌平坂学問所は，寛政二年（1790）に林家の家塾が幕府の所管に移されたことにより成立したものであり，全国的に藩校が設立されるようになったのも，宝暦（1751—1764）以後のことである。いわば，江戸中期以降，幕府・諸藩の教育機関で行われた漢学教育については，実態の解明が着実に進められ，豊富な研究成果が収められてきた。

だが，江戸前期，いわゆる幕藩体制が成立した当初，漢学教育が幕府や各藩においてどのように導入されたのか，なぜ武家政権である江戸幕府・諸藩において人材養成のために漢学教育が必要とされたのか，為政者たちが漢学の中からいずれの内容を選び，いかなる目的で漢学教育を遂行していたのかについては，未詳な事柄がなお数多く存していると言わざるを得ない。

江戸前期，とりわけ幕府の外交政策により「鎖国」と呼ばれる状況が現出して以来，海外と繋がりをもつ唯一の貿易港となった長崎で展開された唐人貿易により，中国の文物が日本に入り，殊に九州地方では，いち早く同時代の中国文化が採り入れられた。当時の漢学教育に関していえば，佐賀藩鍋島家の分家であった小城藩においては，諸藩に先駆けて藩士子弟に漢学，特に儒学の知識並びに中国の言語を学ばせていた。

近年，江戸前期小城藩の漢学教育についての研究には，テキストとして使用された漢籍や，教育・研究の資料として用いられた漢籍に注目し，それらを統計・分析した，学校蔵書の利用という視点に立った考察があり<sup>(1)</sup>，また，政治と教育の関係性に着目した，藩校「興讓館」設立以前に藩として抱えていた儒者下川家と橋本家に関する研究も目新しいものである<sup>(2)</sup>。

本稿は，幕府・諸藩の教育体制が未だ確立されていなかった江戸前期，他藩に先駆けて漢学教育に力を入れた小城藩の漢学教育を中国文化摂取という視点から検討し，それを主導した藩主たちの関心の所在，漢学教育が必要とされた事由，更に漢学教育と藩教育体制の確立との関連性を探究し，下級藩士の子であった下川三省が藩儒となるまでの軌跡の究

(1) 高山節也「小城鍋島藩の漢籍と教育」、『小城の教育と地域社会』，佐賀大学地域学歴史文化研究センター，2010年。

(2) 野口朋隆「小城藩における政治と教育—藩校興讓館の設立と文武修行—」、『小城の教育と地域社会』，佐賀大学地域学歴史文化研究センター，2010年。

明を通して、実証的に小城藩草創期の漢学教育の実態を解明するものである。

## Ⅱ 下川三省の漢学学習をめぐって

### 1 下川三省の出自

下川三省（1650頃—？）は小城藩下級藩士の子であったが、第二代藩主鍋島直能（1623—1689）の援護を受けて漢学を学んでいた関係から、近世日中文化交流史に関する文書中に、その名前が時折見えている。例えば、明の遺民で日本に亡命し、後に水戸藩主徳川光圀（1628—1701）により招聘された知識人朱舜水（1600—1682）の文集には、弟子として下川三省の名前がたびたび現れており、また、幕府の中枢にいた儒学者で、漢学の研究・教育を家業とした林家塾第二代当主林鶯峰（1618—1680）が著した『国史館日録』には、中国語の発音で詩経を詠った下川三省の姿がつぶさに記録されている<sup>(3)</sup>。更に、水戸藩主徳川光圀は、小城藩主鍋島元武（1662—1713）に与えた書状の中で、下川三省を称えており、彼の名前が明記されている<sup>(4)</sup>。他にも、いくつかの重要な史料で、三省の事績が言及されている<sup>(5)</sup>。

以上の事例に示されているように、江戸前期の政界の重鎮や高名な文化人などと関係を結び、たびたび史料に登場する下川三省は、小城藩のみならず、当時の政治・文化を舞台として活躍した人物の一人であった。

だが、下川三省の詳細に関する記録はそれほど多くない。まず、三省の氏名についてみてみよう。

貞享三年（1686）、三省は、長崎に来航した中国人張斐（1635—1687）と問答した際に、「晩生姓下川、名三省、字宗魯、俗名文蔵、……」<sup>(6)</sup>と自己紹介している。「宗魯」という字は師朱舜水が付けたものであり、同じく師朱舜水より与えられた字に「夢梅」がある<sup>(7)</sup>。

また、鍋島直能の事蹟を記録した「直能公御年譜」に、「下川文蔵（三省）親ハ下川五右衛門と申、……」<sup>(8)</sup>と記されている。

なお、三省は俳諧を学んでいたことがあり、俳号を「其龍」といった<sup>(9)</sup>。

下川三省の生まれに関する記録はまだ見ないが、それを知るための手掛かりとなる史料

- (3) 林鶯峰は寛文七年（1667）八月七日、小城藩主鍋島直能の邸宅を訪ねた際、下川三省に遇っている。林鶯峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第二、続群書類従完成会、1998年、寛文七年八月七日の項、158頁—159頁。
- (4) 茨城県立図書館・茨城県郷土文化研究会編『水戸義公（小城・鍋島侯あて）列公（土浦・土屋侯あて）書翰集』、茨城県立図書館・茨城県郷土文化研究会、1965年。
- (5) 貞享年間（1684—1688）、水戸藩の儒者が長崎を訪ねた際の出来事を記録した文章や、柳川藩儒者安東省菴の文章などで、下川三省について言及されている。
- (6) （日）下川三省問（明）張斐答「張斐筆語」、『蒲東崔張珠玉詩集』、鳳凰出版社、2012年。
- (7) 「夢梅説」に「余門人下川三省、弥月之時、其先慈夢梅而生。」と記されている。朱舜水著、朱謙之整理『朱舜水集』下、中華書局、1981年、449頁。
- (8) 「直能公御年譜」八、貞享四年の項。
- (9) 「元武公御年譜」四、元禄七年の項に、三省は「京都遊学之比哥学をも極め、……誹（俳）名ハ其龍と号し、……」と記されている。

が何点か存在している。ここでは、それらの史料を検討し、彼の生年を推測してみたい。小城藩近世史料の中で、

文蔵十五歳之時ハ長崎被差越、明儒（朱）舜水弟子と成、……<sup>(10)</sup>

と述べられており、三省が長崎に赴き、朱舜水の弟子となったのが十五歳の時であったことが分かる。

他方、朱舜水の記録においても、三省の入門の時期について、克明に書き記した文章がある<sup>(11)</sup>。朱舜水の記録によれば、三省は寛文四年（1664）冬、小城藩主鍋島直能の命令により、舜水の門弟となるべく差し遣わされた。

以上の記録から推測すると、下川三省の生まれは慶安三年（1650）前後であろう。なお、三省の朱舜水への入門については、かつて筆者が論じたことがあるので、そちらを併せて参照されたい<sup>(12)</sup>。

下川三省の出身に関しては、林鶯峰によれば、三省は「主人（鍋島直能）家僕之子」<sup>(13)</sup>であると記述されており、朱舜水の文章においては、「此為下僚之子」<sup>(14)</sup>、すなわち三省は地位の低い役人の子であると述べられている。『佐賀県近世史料』には、三省の親は下川五右衛門であり、三省はその次男である、と彼の出自について言及されているが、彼の身許については、それ以外のことは殆ど記載されていない<sup>(15)</sup>。

下川三省の家系については、前述の近年発表された、小城藩の教育を藩校興讓館の設立以前にまで遡って、儒者の系譜—下川家と橋本家—を調査し、論究した論文に詳しく述べられている。それによれば、下川家の祖は五郎右衛門であり、筑後に居住していた。その後、鍋島直茂に従って肥前にきた。五郎右衛門はのちに小城初代藩主となる元茂に譲られた。五郎右衛門はすなわち三省の祖父に当たり、家の家督はその長男が継ぎ、次男の五右衛門は分家をつくった<sup>(16)</sup>。従って、三省はその五右衛門の次男である。

以上の内容を整理すれば、三省の身許が浮き彫りにされ、出自がおおよそ明らかになる。

下川は姓であり、名は三省である。字は宗魯・夢梅で、文蔵は俗名である。慶安三年（1650）前後の生まれであり、小城藩士下川五右衛門の次男である。祖父は五郎右衛門であり、小城藩祖鍋島元茂に従った。父親の下川五右衛門は次男であったため、家を継ぐことができず、分家をつくった。

(10) 「元武公御年譜」四、元禄七年の項。

(11) 朱舜水は寛文五年（1665）鍋島直能に与える書に、「去冬承命下川三省見委、……」と明記している。「與鍋島直能書三首」一、朱舜水著、朱謙之整理『朱舜水集』上、中華書局、1981年、69頁。

(12) 拙稿「江戸前期における生きた漢語の撰取に対する林家の姿勢—寛文期を中心に—」、『千葉商大論叢』第49巻 第1号、2011年、83頁—96頁。

(13) 前掲注(3)参照。

(14) 前掲注(11)参照。

(15) 前掲注(8)参照。但し、三省の親については「下川文蔵（三省）親ハ下川五右衛門と申、……」と記されているが、「元武公御年譜」四においては、「右文蔵義ハ、下川五郎右衛門次男ニ而候処……」と記されている。ここでは三省の親の名前は異なっている。注(2)にあげた野口朋隆氏の論文を参照してみると、三省の父親の名前は下川五右衛門であったとするのが正しいと思われる。

(16) 前掲注(2)参照。

## 2 朱舜水に入門

前述したように、下川三省は寛文四年（1664）の冬に藩主鍋島直能の命令で、朱舜水を師と仰ぐため、小城藩より長崎に出向いた。

なぜ三省は、ごく普通の下級藩士の子にすぎなかったにもかかわらず、後に藩政に参与する漢学者となるまでの変貌を遂げることができたのか。その背景には、いかなる政治的、文化的、時代的な要素があったのか。以下では、三省が朱舜水に入門した経緯を精査することにより、これらの問題を検討してみたい。

### ①入門の経緯

下川三省は藩主鍋島直能の命令により朱舜水の門下生となったことから、鍋島直能と朱舜水との関係を少し検討してみよう。

十七世紀前半、東アジアの情勢は大きな変化をみせた。中国では明朝が1644年の北京陥落により翌1645年にかけて滅び、清が北京に入城して以降、江南地方は明清交替の戦乱期に入っていた。朱舜水は明の回復を願って長年、清に対抗する戦いに参加したが、願いはかなわず、鄭成功率いる北征が失敗に終わった直後、長崎に渡来した<sup>(17)</sup>。

当時の日本は、いわゆる「鎖国」の時期にあり、来日した外国人に対する管理が非常に厳しく行われていた。外国人の長期滞在はほとんど許可されておらず、大抵の外国人は日本国外に退去させられており、朱舜水自身もそのような状況に置かれていた。後に朱舜水は文章の中でその状況についてしばしば触れている。

……弟飄流無已時、近亦留住日本。日本國之禁、三十餘年不留唐人、留弟乃異數也。  
……<sup>(18)</sup>

朱舜水が長崎に到着した時、日本では既に三十年余り中国人の在留が許可されていなかった。舜水の日本在住が許されたのは例外中の例外であると言わざるを得ない。

留住唐人既數十年末有之典、而近日功令更加嚴切。欲留一人、比之登龍虎之榜、占甲乙之科、其難十倍。……<sup>(19)</sup>

中国人が日本での滞在を許可されたことは既に数十年ないことであり、最近その法令がますます厳しくなっており、一人を滞在させようとするだけでさえ、英雄豪傑の立て札に名が記されるよりも、科擧の甲乙科に及第するよりも十倍難しい、と朱舜水は嘆いている。

長期的な在留許可を得ることが甚だ難しい状況の中で、朱舜水自身の日本在住が許可されたことも決して簡単な事ではなかった。実は、朱舜水の日本在留の件に関しては、小城

(17) 石原道博『朱舜水』、吉川弘文館、1961年、70頁—95頁参照。

(18) 「與陳遵之書」、『朱舜水集』上、43頁。

(19) 「答魏九使書」、『朱舜水集』上、49頁。文中の「占甲乙之科」については、「答源光圀問十一條」五（『朱舜水集』上、348頁）中に、朱舜水による説明があるので、それも併せて参照されたい。

藩主鍋島直能の尽力が極めて重要であり、それによって許可されたと言っても過言ではない。すなわち、在留許可のプロセスとして、長崎鎮巡黒川丹波守が建議し、鍋島直能が同意することによって、はじめて許可されたのである<sup>(20)</sup>。それゆえ、朱舜水は鍋島直能に与える書の中で、自分の感謝の気持ちを表している<sup>(21)</sup>。

朱舜水の滞在許可に鍋島直能が直接かかわっていた関係で、直能が朱舜水の人物と学識について深く知ることとなり、それゆえ、舜水を高く評価していたと推測することができる。それゆえ、直能はわざわざまだ十五歳の三省を長崎に派遣し、朱舜水に入門させ、舜水について本格的に漢学、とりわけ儒学の知識と中国の言語を学ばせようとしたであろう。

一方、朱舜水は、直能が三省に中国の学問の修めるよう命じたことに対して、たいへん感心している。舜水は直能に与える書の中で、初見した三省に対する印象を記し、同時に、直能が下級藩士の子である三省を見出して、育成しようとすることを称賛している。

去冬承命以下川三省見委，此子温厚淳謹，僕望其大有所成，此爲下僚之子，而臺下能知其可教，……其父力薄，不能教其子，而臺下事事爲之經營，且使其俯仰無虞，得以專志於學，是臺下之仁也。世誠不乏英才，但未有仁明之君如臺下者，故多棄之泥塗之中耳。<sup>(22)</sup>

この書は、朱舜水が寛文五年春に認めたものである。舜水は直能から三省を教育するように依頼されたことに触れ、三省に会った舜水はその印象を記している。三省が「温厚淳謹」であると感じ、その能力は大いに伸ばされ成長し、将来必ず物事を成就すると予見している。その上、藩主直能が下僚の子である三省の才能を見出し、教育によってその才能を大きく開花させようとする先見の明に朱舜水が深く感服している気持ちが率直に表されている。

三省の父親には三省を教育する資力がないが、藩主の直能が三省の面倒をすべてみているため、三省は何も心配する必要がなく、安心して学業に専念することができる。これはまさに直能の仁徳であると舜水は評している。その上、世の中に才能のある人材は少なくないが、直能のように仁徳を具えた賢明な君主が多くないため、彼らの才能が埋没させられてしまっていると述べている。舜水は直能が三省の教育を温かく見守り、大いに応援する姿を「仁明之君」と表現した。

朱舜水が藩主鍋島直能をこれほど賞賛しているのは、もちろん日本在住許可を得る際に心を懸けてくれた直能に対する敬意より発する部分もあるが、それ以上に、儒学者である朱舜水は、為政者としてあるべき姿を基準として、小城藩主である直能の行為を判断したと考えるのが事実に近いのではないだろうか。

以下の文中で、舜水は人材養成にかかわる直能の行いを他の為政者と比較している。

夫賢才固君国之重寶，而世之諸侯守相，金錢溢於府庫，幣帛腐於封樁，或者耽悦玩好，

(20) 『朱舜水』，103頁。

(21) 「與鍋島直能書三首」三、『朱舜水集』上，70頁—71頁。

(22) 「與鍋島直能書三首」一、『朱舜水集』上，69頁。

或者馳意聲色狗馬，至於培植人材，則不肯落一毛，臺下如此舉動，固一世之豪也<sup>(23)</sup>。

ここで、賢人は国の大切な宝であるが、世の諸侯など為政者たちは潤沢な資金・資産を有しており、自らの趣味嗜好のためにお金をかけることは厭わないが、こと人材の育成となると、ほんの僅かな金銭を費やすことさえ惜しむ。(下級藩士の子である三省を大きく育てるために自分のもとに派遣し中国の学問を学ばせるという) 壮挙を果たした直能公はまことに時代の豪傑である、と朱舜水は述べている。

ちなみに、次の一文において朱舜水は子供の育成に対する考えを明言している。

先賢有云：「遺子黄金滿籬，不如教子一經。」今人但思積金以遺子孫，所見亦淺矣。<sup>(24)</sup>

この一文は、子供に籠に満杯の黄金を遺すことは、子供に一つの經典を教えることに及ばない、という意味であり、儒学的発想に基づいた子育て論であるが、朱舜水はこの言葉を援用して、子供に知識を学ばせることの重要さを強調し、今時の人が考える蓄えた財産を子供に遺すという発想の浅はかさを批判している。このような教育観をもつ朱舜水からみれば、藩士育成のために三省を派遣した直能を「明君」であると評価するのは自然であり、一方で弟子となった三省を厳しく教導し、温かく訓育するのも必然の成り行きであると言えよう。

## ②三省の漢学学習

初めて朱舜水に会った下川三省の様子は、以下のように記されている。

初六日、加賀守遣來一童子拜於門下，就此學問，看此童氣宇頗沈靜，頗似可教。姓名下川三省，已讀《四書》、《五經》、《文選》、《左傳》、《三體詩》、《山谷集》、大約不是說謊。云能作詩，亦未嘗試。……<sup>(25)</sup>

ここで、朱舜水は十五歳の三省を「童子」、すなわち男の子と呼んで、静かで落ち着いた雰囲気のように、教えやすいであろうと推測している。おそらく舜水は三省に学問について、いくつかの質問をしたと思われ、三省は質問に答えている。

三省は漢学について全くの初心者ではないようで、彼は儒学の基本的な経書である「四書」、「五經」、「文選」、「左伝」及び「三体詩」、「山谷集」のような基礎的な書物について既に習ってきており、詩を作ることもできると言っている。

舜水は作詩について確かめてはいないものの、三省が言ったことが嘘ではないと感じ取り、初対面の三省に対する印象は良かったようである。

寛文四年(1664)、まだ十五歳の下川三省が小城藩という土地にあって既に「四書」、「五經」、「文選」などを学んでいたという記述は、江戸前期小城藩の教育実態を解明する上で、実に興味深い記述である。三省が朱舜水に入門するより前に、小城藩において漢学教育が

(23) 前掲注(22)参照。

(24) 「教子」、『朱舜水集』下、503頁。

(25) 「朱舜水寄安東省菴書一二三一」、徐興慶著『新訂朱舜水集補遺』、265頁。

既になされていたことは三省の答えから明らかであり、他藩の漢学教育に比べてもスタートした時期がたいへん早い。当時、小城藩の漢学教育において何が目的として目指され、漢学、とりわけ儒学の中の何が、誰によってどのように伝えられ、どのような形態で展開されていたか、漢学教育の実態についての解明が求められる。併せて、藩主が藩士に漢学と生きた漢語を習得させた目的や、必要性などについての究明も求められよう。

少なくとも、藩主鍋島直能が人材育成のために下級藩士の子を長崎在住の朱舜水のもとへ派遣し、舜水について本格的に漢学と生きた漢語を学ばせた一件に関しては、直能は誰を派遣するのか人選を検討するにあたって、初心者でなく、既に漢学の基礎知識を持ち合わせていた少年下川三省を選び出していることから、それは計画的な、しかも熟慮された上での判断であったことが窺えよう。

次に、下川三省が朱舜水の門下でどのような指導を受け、どのように学習・生活していたかについて少しみてみよう。

前述したように、朱舜水が鍋島直能に与えた書の内容により、下川三省が直能の命を受けて長崎まで朱舜水を訪ねたのは、寛文四年（1664）冬のことでであると判断できる。

三省はその年の末に一時帰郷したが、十五歳の三省は里心がついたらしく、長崎への帰期が遅れて、舜水は非常に心配していた。

柳川藩の儒者安東省菴（1622—1701）に送った書で、三省について言及している。

……三省穎悦亦中人耳，喜其氣質温雅，已及一月未望一見，其跳躍頑梗之意「亦」少能解事，倘循此不變，将来可有成，……臘月三日……<sup>(26)</sup>

三省は聡明活発な可愛らしい子であり、とりわけ彼の気質温和な性格はたいへん好ましいが、およそ一か月間、舜水は三省に会っていない。三省は澁刺として意地っ張りな面もあるが、世の中の事を少しは理解している。もしこのまま続ければ、将来は物事を成就できるであろう、と旧暦の十二月三日の書中で三省の様子を描き出している。

約三か月後、まだ長崎にいる舜水のところに戻らない三省に対し、舜水は書状を書き送っている。

三月二十邊，汝親戚至道榮所，盛述貴国主待汝之恩，令汝卒學，云二三日内即到，……聞此甚喜，此是汝莫大之幸。後劉宣義復持汝手書來，……自此逐日懸懸望汝，何至今又二十許日，不見消息，此是何意故？或汝身體寡薄，有疾病耶？不然，汝本宜早來，又有貴國主嚴限，汝何敢違玩？……<sup>(27)</sup>

書状には、およそ次のことが記されている。三月二十日頃、あなたの親戚が林道榮（長崎唐通事）のところに行って、貴国主（鍋島直能）が厚意をもってあなたを待遇し、学習するように命じたことについて大いに詳述し、あなたは二、三日中に、こちらに到着する

(26) 「朱舜水寄安東省菴書一二三六」、『新訂朱舜水集補遺』、89頁。この書の日付は臘月三日となっており、内容からみれば、舜水が水戸藩に行く前に書いたものと推測できる。寛文四年十二月三日は新暦の1665年1月18日にあたる。

(27) 「與下川三省書四首」一、『朱舜水集』上、323頁。

……と言っている。これを聞いて私は大いに喜び、これ（直能の教育）こそ、あなたの最大の幸運である。その後、劉宣義（長崎唐通事）もあなたの自筆書を持ってきて、……それから一日一日とあなたの帰りを待ち侘びたが、今日まで更に二十数日が経っても、なぜ何の連絡もないのか。何が原因なのだろうか。あなたは体が弱いから、何か病気にでもかかったのだろうか。さもなければ、あなたは早く来るはずであり、しかも貴国主（直能）が厳しく制限しているため、あなたは敢えてそれを破って遊んでしまうはずがない、と朱舜水は三省を心配して、彼の帰還を待ち望んでいる気持ちを切々と綴った。

続けて、舜水は三省に藩主直能の恩を心に銘記し、気持ちを引き締めるように諫めた。

人之一生、十五六歳之時有幾年？一年之中、有幾箇兩春光？貴國主如天之恩、有幾次遭際？汝不思於此千載難遇之時、發憤以報主恩。……江戸、水戸上公及諸閣老之書皆到、通事日逐在此催促、若使一旦啟行、汝前後不及、汝自置汝身於何地也！思之思之<sup>(28)</sup>。

人生に十五、六歳のような若い時期が何年あるのか。一年のうちに、春がいくつあるのか。国主があなたに与えた恩恵に何回恵まれることができるのか。これは千載一遇の好機であり、主人の御恩を報いるために奮発するべきだが、あまりそれを考えていない。……江戸、水戸上公（徳川光圀）および諸閣老の書がそろって来ており、通事も毎日催促している。もし出発する事態になれば、あなたはどのようにしても間に合わないであろう。一体自分が自分を如何なる難境に身を置くのか、三思すべきだ、と舜水は三省を諭した。

三省は寛文四年冬に朱舜水の門を叩いたのであり、この書は翌寛文五年（1665）三月下旬に作成され、その時期はちょうど朱舜水が水戸藩主徳川光圀の招聘を受けて、江戸に行く直前の準備をしている時期であった。文面から読み取れるように、下川三省も舜水に従って江戸に同行することになっているが、三省はまだ舜水の下に戻ってきていないため、舜水は三省を催促して、戒めた。

寛文五年七月、下川三省は朱舜水と同行して江戸に到着した。なぜ三省は舜水に従って江戸に行くことができたのか、その経緯については今後の検討課題とする。江戸に着いた後の三省の生活と勉学について一考を加えよう。

江戸に住み始めた三省にとっては、生活環境の変化のみでなく、学ぶ環境も大きく変わった。朱舜水が江戸定住になると、水戸藩の儒者に限らず、幕府の儒者をはじめ、各藩の儒者も朱舜水と交流するようになり、愛弟子としての三省も自然に舜水が学者たちと交流する際の両者間の会話、問答などに接することができた。三省は広く儒学の知識に触れることで日常生活の中でも儒学に関する知識を吸収し、当時日本の第一級の儒者、文化人の薫陶を知らぬうちに受けるようになった<sup>(29)</sup>。

一方、水戸藩の藩士と加賀藩の藩士も朱舜水の門下生に加えられ、彼らのいずれも各自の藩主、すなわち徳川光圀、前田綱紀の命に従って舜水の門に入り、三省と共に舜水の指導を受けていた。

(28) 「與下川三省書四首」一、『朱舜水集』上、324頁。

(29) 朱舜水と交友した儒者、文化人については、前掲『朱舜水』、『朱舜水集』、『新訂朱舜水集補遺』を参照されたい。



三省は受けた授業はどのようなものか、以下の記述によれば、とても厳しいものだと推測される。

下川文蔵（三省）……学問為稽古十五歳より長崎ニ被差越、舜水へ被相附、昼夜華音を学ひ候ニ、始ハ書に向ひて読、後ニハ背誦とて書を背ひて終夜も暗誦するに、怠る時ハポイを以其脊を打て戒けると也、数年を経て唐学も大抵成就之後、……<sup>(30)</sup>

師舜水の下で、三省は昼も夜も華音（中国語音）を学び、テキストとして中国の書籍を学んだようである。授業の進め方として、まず本を読み、それから本に背を向けて、一晚徹夜して暗唱する。もしこの作業を怠る場合はポイをもって背中を打ち、戒める。数年の時間を経て、三省は唐学（中国の学問・言語）を大抵習得した。

その厳しい訓練を経た結果の一例として、林鶯峰は寛文七年八月七日、小城藩主鍋島直能の邸宅を訪問した際に三省が中国語音（華音）で詩を詠ったことがあげられる。

……依約赴鍋島加賀守、謝參府以來懇問、而互語去年以來往事、……於是羞晚炊、其後主客共到咸臨閣、觀庭前山水、往年遊于此、依主人之請名閣曰咸臨、余作之記、庭有曲水細流、名之曰蟠龍泉、泉傍有岡有林、啼鳥來集、故名園曰鳥止、友元作記、……（庭園に）座有一書生、歳十八九、其名曰三省忘其氏、是主人家僕之子、常侍朱之瑜、在水戸邸者也、聞習詩經於之瑜、試問之則以明音誦關雎詩、……<sup>(31)</sup>

なおこの部分に関しては、本稿の論題と直接に関わらない部分、すなわち直能と幕府の儒官である林鶯峰、人見友元など江戸の文化人たちとの親密な交友関係をみるために、三省関係以外の部分も含めて少し長めに引用している。

林鶯峰は鍋島直能の招待をうけ、約束通りに小城藩邸を訪ね、……互いに昨年の往事を語った。…後に食事をし、それから直能が客たちと咸臨閣へと行き、庭にある山水を観覧した。以前ここを遊覧したとき、主人（直能）の求めに応じて閣を咸臨閣と名付け、鶯峰がその記を書いた。庭には小川が曲がりくねって流れており、その小川は蟠龍泉と名付けられた。蟠龍泉の傍には岡と林があり、啼く鳥が集まってくる。それゆえ庭園を鳥止園と呼び、友元がその記を作った。……（庭園に）ひとりの書生が座っており、歳は十八、十九で、名前を三省と言い（彼の姓は忘れた）、彼は主人の従僕の子であり、よく朱之瑜に仕え、水戸藩邸にいる者である。彼が朱之瑜に詩経を習っていることを聞き、試しに質問したところ、彼は中国音で関雎の詩を朗吟した。

この文面を作成したのが寛文七年八月であり、三省は朱舜水について勉強をし始めてから既に二年半経過したところであった。舜水は三省に対して厳格に教え、三省もまた大層努力したゆえに、鶯峰の求めに応じて、三省は即座に中国語で詩経を詠うことを披露できるまでになっていた。この一例からでも、三省の漢学と中国語の実力が窺えよう。

ちなみに、この時期はちょうど鶯峰が幕府の命で『本朝編年録』の続編を編修している

(30) 前掲注(8)参照。

(31) 前掲注(3)参照。

最中であり、偶然に出会った三省が中国音で詩を詠じたことを鶯峰が『国史館日録』に記されていることから、三省の学力と語学力が鶯峰にとって、いかに印象深いものであったかを物語っていると見えよう。

三省が朱舜水の下でいつまで学んでいたかについては、まだはっきりしないが、しかし少なくとも、鶯峰の手になる『国史館日録』寛文九年（1669）十二月廿三日の項に三省の名前が出ており、その時は三省が江戸にある小城藩邸にいた<sup>(32)</sup>。

後に三省の同窓で水戸藩儒者安積澹泊（1656—1738）は書状の中で、三省の学業及び行方について以下のように言及している。

僕少而孤，不聞過庭之訓，其事先生，……前後不滿三年，……既長，往來江府，則拘牽事務，不復得侍絳帳，是以學業荒疏，非如三省，剛伯，弘濟輩，親炙講肄，積年累日之比也。……

其後三省，剛伯各歸而事起主，……<sup>(33)</sup>

この書は安積澹泊が朱舜水の遺稿集『舜水先生文集』を編纂するために山崎玄碩に与えた書であり、舜水について勉強していた時の往事を追憶している。

澹泊は少年の時に父親をなくしており、父親の教育と薫陶を受けていない。後に舜水に師事したが、それも三年に満たない。……（澹泊が）成長して大きくなり、江戸に来ているが仕事によって束縛されて、再び先生の左右に仕えることがなく、そのため学業が疎かになり、三省、剛伯、弘濟のように長い年月にわたって講席でじかに薫育されたのに及ばない。……

その後、三省、剛伯はそれぞれ帰って自分の藩主に仕え始めた。……

ここでは、安積澹泊は同窓の三省、剛伯、弘濟が長い年月をかけて舜水のところで学んでいた、と記している。三省の帰藩の時間が明記されていないものの、「其後」というのは、師舜水が天和二年（1682）に亡くなった後のことであると推測される<sup>(34)</sup>。従って、三省は寛文四年（1664）に師も門を叩いてから、師舜水が逝去するまでの約十八年間という長い年月かけて、三省は朱舜水について本格的に儒学並びに中国語学を研鑽したことになる。それゆえ、三省の学識と語学力レベルの高さは想像されよう。

### Ⅲ 漢学者としての下川三省

#### 1 新知の拝領

第二代小城藩主鍋島直能の派遣によって朱舜水に入門した下川三省は師舜水が天和二年（1682）四月十七日に他界した約三か月後、ついに第三代小城藩主鍋島元武（1662—1713）

(32) 林鶯峰『国史館日録』第四、寛文九年十二月廿三日の項。

(33) 安積覚「與山崎玄碩書」、『朱舜水集』下、763頁。但し、五十川剛伯（？—1699）、今井弘濟（1651—1689）の詳細については、『朱舜水集』を参照されたい。

(34) 加賀藩士である五十川剛伯は朱舜水が没した後に藩に戻り、貞享元年（1684）に藩主前田綱紀の命によって『明朱徵君集』を編輯した。

より新知十五石を拝領した。天和二年の「小城藩日記目録」には以下の項目があった。

七月一四日

一 下川三省新知十五石被下候事<sup>(35)</sup>

舜水について学んでいた時の三省が、小城藩においてどのような処遇をうけていたかは不明だが、林鶯峰が「国史館日録」寛文九年八月十五日、すなわち積菜を行う前日の日録には、以下のような記述があった。

十五日、……今午、鍋島加賀守（直能）・藤勿齋來問、賀明日之祭儀、加賀守今夏参府以後初逢、及晩、加賀守使其書生三省來贈酒肴、……<sup>(36)</sup>

鶯峰の日録では、十五日昼、鍋島加賀守直能と藤勿齋（加藤明友）が来て、翌日の祭儀（積菜）を祝賀した。加賀守（直能）は今夏江戸に参勤して以来の初見であり、夜、加賀守（直能）は自分の書生である三省を遣いとして、酒と料理を贈った、と書かれている。

文中、三省の身分が藩主直能の「書生」と表現されている。事実がどうであったかは不明だが、少なくとも鶯峰の目にこのように映っていたのである。

ちなみに、第二代小城藩主鍋島直能は延宝七年（1679）十二月に家督を次男元武に譲っており、天和二年は家督を継いで三代小城藩主となった鍋島元武が初めて小城藩に入部した時期であった。元武は子どもの時期から漢学を学んでおり、それに関しては、延宝二年（1674）三月の項に次のように記されている。

三月、式部様、小山朝三被召、論語講釈被聞召候、御上下召候而被成御出候、毎月御式日有、略之<sup>(37)</sup>

延宝二年三月、元武十三歳の時、直能は林鶯峰の弟子である儒者小山朝三を小城藩邸（江戸）に呼び寄せ、論語の講釈をさせて元武（式部様）に聞かせた。元武は出てくる時に正装の袴を着て講釈を聞いた。毎月このような式日があり、この講義は長く続いたものと思われる。それゆえ、元武は漢学について博学であった<sup>(38)</sup>。だからこそ、元武は三省の学識を評価し、知行十五石を与えたと推測される。

(35) 「小城藩日記」・「同日記目録」、『小城の教育と地域社会』、佐賀大学地域学歴史文化研究センター、2010年、80頁。

(36) 林鶯峰『国史館日録』第四、寛文九年八月十五日の項。

(37) 「元武公御年譜」、延宝二年三月の項。ちなみに、小山朝三（?—1684）は林鶯峰に学び、のちに鶯峰の推挙により対馬侯宗義真に仕えた（『堺市史』第七卷、第一編人物誌、清文堂出版、1929年刊、1977年復刻）。

(38) 直能は林鶯峰を通じて小山朝三と知り合い、この時期に友情が深めたとと思われる。例えば、延宝三年（1675）六月の項に、「当夏六月六日、林家の諸儒御招請被成……」、その時、儒者たちが作成した詩の中、小山朝三の詩も収録されている。「直能公御年譜」五、延宝三年の項。

元武の漢学学識の深さに関しては、「元武公御年譜」に時々自作の詩、文が掲載されている。その一例としては、天和二年入部した夏の八月十二日、白魚が船に入ったことを録した詩をあげられる。「元武公御年譜」、天和二年八月の項。

三省の登用された経緯に関しては、次のような記述がある。

……文蔵義ハ、下川五郎右衛門次男<sub>二</sub>而候処、星岩様(小城二代直能)御代文蔵十五歳之時<sub>ハ</sub>長崎被差越、明儒(朱)舜水弟子と成、華音を学び俗語にも通し博識多才、京都遊学之比哥学をも極め、俳(俳)諧ハ其角か門人にて其の字を被許、<sup>(39)</sup>……

ここでは、三省が舜水の弟子となって、中国語の発音や俗語も通じており、博識多才であったと述べられている。さらに三省に関してあまり知られていない経歴であるが、京都へ遊学のこと、その上、彼は歌学や俳諧も極めていたことが記されている。三省の俳諧の師は其角と書いているが、松尾芭蕉の高弟であった宝井(榎本)其角のことを指していると思われる<sup>(40)</sup>。三省に関する記述は以下のように続けられている。

直頼公御入部の歳、……御直<sub>二</sub>新知物成拾五被 仰付、同年於桜岡屋敷拜領、貞享二年五石御加増、合て定米廿石と成居候処、貞享四年卯七月廿五日於江戸牢人配所山代<sub>二</sub>被召置主従飯米被下置候、……<sup>(41)</sup>

少々繰り返しになるが、上文の文意に沿って下川三省が辿った道程をみてみよう。第三代小城藩主鍋島元武が入部した年、天和二年(1682)、直ちに三省に新知物十五石が与えられ、また同年に小城藩桜岡に屋敷も三省に与えられた。更に、貞享二年(1685)三省の石高は更に五石加増された。

しかしながら、貞享四年(1687)七月二十五日、江戸で牢人となり配所に召し置かれた。この件に関しては、小城藩日記目録にある貞享四年の項に、二月十日にその前年秋、水戸藩より大串平五郎が長崎へ派遣された折、三省も同行し、さらに八月十六日、三省は江戸において「牢人被仰付、二人飯米拜領之事」とされている<sup>(42)</sup>。

同伴について、「元武公御年譜」貞享四年の項に

水戸黄門(徳川光圀)公長崎<sub>ハ</sub> (朱)舜水(ママ、天和二年没)被相招<sub>二</sub>付、下川文蔵(三省)常陸迄相附罷越候一件 直能公御年譜委出ル<sup>(43)</sup>

という一文があるが、「直能公御年譜」貞享四年の項に

去秋、水門(戸カ)黄門光國(圀)公より大串平五郎と云儒者長崎被指越、此節、被御

(39) 「元武公御年譜」四、元禄七年七月の項。

(40) 宝井其角(1661—1707)は江戸前期の俳人であり、延宝(1673—1681)初年に松尾芭蕉について俳諧を学んでいた。天和三年(1683)二十三歳の時、最初の選集『虚栗』が出版された(頼原退蔵『蕉門の人々』、「其角」、大八洲出版、1946年。与謝野寛他編『日本古典全集 芭蕉全集(前)』、「虚栗集跋(天和三年)」、日本古典全集刊行会、1926年、140頁参照)。もし、下川三省は其角について俳諧を習っていたとしたら、延宝末年頃のことであろう。

(41) 前掲注(39)参照。

(42) 前掲注(35)参照。

(43) 「元武公御年譜」三、貞享四年の項。

方より御頼ニ付、小城より下川文蔵(三省)被相附、於長崎大明より来居候舜水朱之瑜ニ、黄門公よりの御用談有、文蔵通詞を相勤候、遂に舜水を御招請ニ而水戸の方へ被召呼、此節、直頼公(小城三代元武)ニ被仰断、文蔵義道中其外為通辞常州へ罷越候<sup>(44)</sup>

という記述がある。文中、朱舜水が没した年について誤まりがあるが、ほかの記述については少し検討してみたい。

朱舜水が天和二年(1682)に逝去した後、光圀に賢人を求める意向があることを舜水の孫である朱毓仁が知り、舜水の後継者として推薦すべく、舜水の同郷である張斐(1635—1687)と共に貞享三年(1686)夏七月ごろに長崎に到着した<sup>(45)</sup>。光圀はそれを知り、張斐について詳細を知るべく、水戸藩儒者大串元善を長崎まで行かせた。舜水の弟子であった下川三省は通訳者として大串元善に同行して長崎に行った。その前に、光圀は小城藩主鍋島元武に三省の同行を許可するように依頼したようである。

この件に関しては、直能公御年譜貞享四年の項に「去秋、水府之黄門公より、直頼公へ御書翰有」<sup>(46)</sup>と記されている。光圀の書状には

此度長崎用事御座候ニ付下川文蔵御借シ被下緩々と長崎ニ指置諸事首尾好御座候は畢竟御蔭と別而忝存候文蔵義も長々何かと心尽骨折之段可申様も無御座候、……

梅里宰相

光圀

十月晦日  
鍋嶋紀もし様

旨

人々

申し給へ<sup>(47)</sup>

この書は貞享三年(1686)十月末日に光圀は小城藩主鍋島元武宛てに書いたものであり、文中、長崎の用事のため、水戸藩儒者大串元善を派遣する際に、下川三省をも通訳として同行させたが、その結果、三省は心尽くして、骨折ってたいへん首尾よく仕事をしたことを述べており、更に、三省を水戸藩に貸し出してくれた元武に深い謝意を表している。

又、「直能公御年譜」貞享四年の項に以下のような記述がある。

……然処去秋、舜水を同道し常州へ罷越逗留之内、黄門公文蔵か儒書の講釈等被聞召、其外、詩文・華音・俗語に通し、歌学ニも達し、……彼是之学才を御賞美被成、何卒小城を引取水戸へ参り候ハ、千石ニ而可被召抱御約束之事及顕然、今年七月廿五日、

(44) 「直能公御年譜」八、貞享四年の項。

(45) 貞享年間に来日した中国人張斐は日本の儒者大串元善、今井弘濟、安東省菴、下川三省などと交流した。これに関する研究は多数あり、その一例としては、劉玉才「清初渡海遺民与中日文化認知」、『北京大学学报(哲学社会科学版)』2010年7月があげられる。

(46) 前掲注(44)参照。

(47) 「義公書翰」、『水戸義公(小城・鍋島侯あて)列公(土浦・土屋侯あて)書翰集』、3頁。

於江戸牢人被仰付，早速御国許被差下，配所山代郷被差置，……<sup>(48)</sup>

以上であげた「直能公御年譜」，「元武公御年譜」からみれば，貞享四年七月二十五日に三省は江戸において牢人になったようであるが，その理由は不詳である。但し，牢人になった期日に関しては，前述した二つの「御年譜」が同じく「七月廿五日」としているのに対し，「小城藩日記」，「小城藩日記目録」では，「八月一六日」となっており，両者の間に二十日ばかりのずれがある。いずれにしろ，下川三省は天和二年に一度小城藩主より新知および屋敷が与えられたが，貞享四年に江戸で牢人になってしまって，すべて失ってしまった。

## 2 藩儒としての登用

元禄六年，水戸藩主光圀の提案により，貞享四年より牢人となっていた下川三省は小城藩に召し直された。「元武公御年譜」に次のように述べられている。

……其後水戸宰相様（常陸水戸・光圀）の堀田宮内殿を以，牢人被召直度旨被仰進候付，道広被召成，元禄（禄）六年奥詰被蒙 仰候年帰参被 仰付，同七年山代を被召寄，於桜岡大学講積被聞召，御帷子并白銀十枚拝領，知行拾五石被 仰付候，於平原御家作被差置，林水亭と号候，……<sup>(49)</sup>

この文によれば，その後，水戸藩主光圀より堀田宮内を通じて元武に牢人三省を召し直すように呼びかけられた。元禄六年（1693）藩主鍋島元武は幕府の奥詰となった際に三省は帰参が命じられ，翌七年に配所であった山城より呼び戻せられて，桜岡で大学の講積し，帷子と白銀十枚拝領した。その上，知行十五石が与えられ，平原で家を作り，林水亭と号した。

なおまた，三省が元禄六年に藩主鍋島元武より召し直された件に関しては，「直能公御年譜」の記述は，以上にあげた「元武公御年譜」の記述とおおよそ一致するが，文中，文末で，更に弟子及び子孫のことについて言及されている。

其以後元禄六年，直頼公奥詰被蒙仰候御祝之節，帰参被仰出，於平原家作被仰付，臨水亭と号ス，此時，橋本播磨次男文七義，器用有之ニ付，文蔵へ被相附学文致し候，文蔵名を改孔春と号す，同七年，於桜岡大学講積彼 仰付，……新知拾五石被仰付，子孫儒学を家業と致候也<sup>(50)</sup>

三省は元禄六年藩主鍋島元武が奥詰に任じられ，その祝賀の際に帰参を命じられて，平原に家を作り，臨水亭と号した。その時，橋本播磨の次男である文七が器用であったため，三省について学ぶようになり，すなわち，三省はその時から師となり，藩儒として弟子橋

(48) 前掲注(44)参照。

(49) 前掲注(39)参照。

(50) 前掲注(44)参照。

本文七を教え始めるようになり、同年に文蔵の名を改め、孔春を号するようになった。

元禄七年（1694）に三省は小城藩桜岡屋敷にて大学の講釈をするように命じられ<sup>(51)</sup>、その上新知拾五石も与えられた。それから、下川三省の子孫たちが代々儒学を家業とするようになり、下川家の当主は世々小城藩の藩儒となっていた。

藩儒下川三省及びその子孫たちはその後儒学の知識をもって活躍し、小城藩の文教に貢献していくことになる。本稿で取り上げてきた三省及び下川家の行方については、野口朋隆氏の先行研究「小城藩における政治と教育—藩校興讓館の設立と文武修行—」に詳しい<sup>(52)</sup>。

それによると、十七世紀の小城藩においては、下川家が儒者の筆頭と言える地位にあったが、孔春（三省）の晩年に子の下川五左衛門がまだ幼かったようで、享保元年（1716）年には、弟子の橋本文七が下川家に代わって、第五代藩主鍋島直英（1699—1744）の前で大学の講釈を行った。元文元年（1736）七月より、孔春の子下川五左衛門が大学の講釈を始めた。更に宝暦三年（1753）、第六代藩主鍋島直員の時期に桜岡にて孟子の講釈を行った。

橋本文七は元禄六年に下川三省が牢人より帰参された際に三省に入門したので、享保元年の時、既に下川三省について十二、三年間学んだことになり、下川家に代わって藩主直英の前に大学の講釈できるようになっていたであろう。

しかし、十八世紀後半以降、小城藩において、下川家と橋本家の藩儒としての地位が逆転することになったようである。その契機となったのは、明和三年（1766）年二月に、下川五左衛門の子で書物方であった下川文蔵（三省の孫）の代わりに橋本文右衛門が書物方に命じられたことであった<sup>(53)</sup>。

さらに、橋本文右衛門は明和六年（1769）四月に藩主鍋島直員の世嗣が学問稽古を始め際の師範を命じられた。それまでは、三省が始祖とする下川家がこの儒者として重要な役割を果たしていた。

なお、下川三省の子孫が藩儒という地位から離れたのは安永七年（1778）四月に下川文平が長崎に学問稽古していた途中、現地で亡くなったことによる<sup>(54)</sup>。

## IV むすび

本稿では、下川三省が普通の一下級藩士の子から藩儒として登用される経緯について考究し、それを明らかにすることにより、幕府・諸藩の教育体制がまだ確立されていなかった江戸前期において、他藩より逸早く中国文化を採り入れた小城藩がいかに藩士に儒学の

(51) 下川三省が藩主鍋島元武に召抱え直され時期を元禄元年（1688）とする説（野口朋隆「小城藩における政治と教育—藩校興讓館の設立と文武修業—」）もあるが、その根拠について筆者は未だ確認していないため、小論では、二つの「御年譜」の記述にある「元禄六年」に従った。

(52) 前掲注(2)参照。但し、「十七世紀後半以降、両家の地位が逆転することになる。」との一文に、「十七世紀」とあるのは、「十八世紀」の誤記であろう。

(53) 「小城藩日記」・「小城藩日記目録」明和六年四月二十七日の項を参照。

(54) 前掲注(2)参照。「小城藩日記」・「小城藩日記目録」安永五年（1776）十二月十九日の項「下川文平、為学問長崎罷越度、明後年迄御暇相願被申候処、願之通被仰付、」及び安永七年（1778）四月二日の項「下河文平、於長崎相果候事」の記述を参照。

知識と中国の言語を学ばせ、漢学教育を行っていたかを究明してきた。

以上の考察により明らかになったのは次のことである。まずは、下川三省は藩主鍋島直能の命令によって小城藩より長崎に行き、そこに滞在していた明の知識人朱舜水の門を叩いて、弟子となった。徳川光圀が朱舜水を水戸藩へ招聘した際には、三省もまた藩主直能に命じられて江戸へ赴き、舜水について学び続けたが、それらのすべてが可能となったのは、彼の学業生活の一切を直能が援護したからに他ならない。小城藩においては、藩主直能が主導して儒学の知識を藩の人材育成に採り入れて漢学教育を始められたと言えよう。

一方、東アジアの情勢からみれば、十七世紀中期の中国の明清交替による戦乱は三省の師である朱舜水のような中国知識人が多数来日するような事態をもたらし、それゆえ、三省などは同時代の中国の学問はもとより、生きた中国語も師から学ぶことができた。

漢学の知識のみならず、生きた漢語を習得した下川三省は、藩主鍋島元武より新知が与えられ、藩儒として大学などの講釈をし、彼の子孫もまた藩儒として活躍していたことから、下川三省の事例は小城藩漢学教育並びにのちの藩教育体制の濫觴であると位置づけられるであろう。

本稿では、従来の小城藩の教育史研究によって解明されていなかった江戸前期の漢学教育について考究し、その一端を解明することができた。しかし、下川三省の漢学稽古より時期が少々遅れるが、同じく佐賀藩で行われた漢学教育や多久東原庠舎、多久聖廟などとの関連性についてはまだ不明である。それら解明は今後の課題とすることにしたい。

付記：本論文は、平成25年度千葉商科大学学術研究助成金による研究の成果である。

(受理日：平成26年7月31日)

(校了日：平成26年9月16日)



## [抄 録]

本稿は、幕府・諸藩の教育体制が未だ確立されていなかった江戸前期、他藩に先駆けて漢学教育に力を入れた小城藩がいかに藩士子弟に儒学の知識と中国の言語を学ばせ、漢学教育を行っていたかについて、下級藩士の子であった下川三省が藩儒となるまでの軌跡の究明を通して、実証的に実態を解明したものである。

本研究の考察を通して、次のことが明らかになった。まず、下川三省は藩主鍋島直能の命令によって寛文四年（1664）冬長崎に赴き、知識人朱舜水の弟子となり、翌年徳川光圀が朱舜水を水戸藩へ招聘した際にも、直能の命令に従って江戸まで行き、師舜水について儒学と生きた漢語を習得した。彼の学業生活のすべては直能の援護によるものであり、小城藩の漢学教育は、藩主直能が主導して儒学の知識を藩の人材育成に採り入れることより始動した。次に、十七世紀中葉の中国の明清交替による戦乱が朱舜水のような中国知識人が多数来日するような事態を齎したことが時代背景となっていた。最後に、漢学の学識のみでなく、生きた中国語も習得した下川三省が、藩主鍋島元武より藩儒として『大学』などの講釈をし、彼の子孫もまた儒学の知識をもって藩儒となり、活躍していたことから、下川三省の登場は小城藩漢学教育並びにのちの藩教育体制において濫觴であると位置づけられる。